

特殊詐欺の被害防止のために

～ 特殊詐欺ニュース 第10号 ～

「名義を貸して」という電話は詐欺です。

名義を貸してください。



犯人は、もうけ話で誘ったり、人助けと思わせて頼んできたりします。

承諾すると、後から「名義貸しは犯罪だ」などと脅し、和解金としてお金をだまし取る手口です。

※ 犯人が話題にする例
債権や株の購入、介護施設の権利、ボランティア番号、マイナンバー等

電話でお金の話は詐欺です。

秋田県警察本部

